

vol.45-5 (通算 506号)

2015年8月号

# やどかり

2015年8月15日発行  
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可  
発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 土橋 敏孝

〒337-0043

さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-686-9812

定価 50円(含会費)

## さいたま市の財産「市民会議」

「さいたま市誰もが共に暮らすための市民会議」(以下市民会議)をご存じだろうか。これは、2011年4月に施行された「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(通称ノーマライゼーション条例)」第7条に位置づけられた市民が主役となり、市民の声を政策に直接届けることができる貴重な機会である。

条例見直しの5年目を迎え、今年度第1回目となる市民会議が7月に開催された。障害のある人や家族、支援者など70人を超える市民が参加した。条例見直しに伴い、施行状況と地域課題を検討する時間となったが、参加者から口々に発言があったのは、市民会議が条例に位置づいていることの大切さであった。

思い返せば、この条例は市民による話し合いの歩みとともにつくられてきた。2009年、さいたま市長のマニフェストをベースにした「しあわせ倍増プラン2009」で条例制定が位置づけられ、条例づくりの第一歩として行われたのは「差別と思われる事例の収集」だった。障害のある人を取り巻く状況が明らかになった521件に及ぶ切実な差別の実態が寄せられる結果となった。2010年には、市民が主体となって条例づくりに取り組むため、条例について話し合う「100人委員会」を設置。計11回に及ぶ話し合いが重ねられた。また、市長と市民が直接対話をする機会として行われた「タウンミーティング」も5回にわたって開催され、障害のある人が置かれている状況や、

条例推進や制度の改善など、さまざまな意見が交換されてきた。

「条例がつくられて5年が経過し、本当によかったと思うことは、この市民会議が定例化したこと(障害当事者)」「このような機会(市民会議)が条例の中で必要と位置付けているのはさいたま市だけ。障害者の権利擁護についての条例づくりを検討している他の自治体への影響はたくさんあった(障害当事者)」市民会議で寄せられたこのような意見は、市民参画型で始まったさいたま市の条例づくりの在り方を評価し、その継続性を求めていた。

障害があってもなくても、参加する市民1人1人が、率直に意見を出し合い、障害のある人を取り巻く状況について語り合う機会は、他にはないさいたま市の財産であろう。先だって行われた市民会議で、座長である平野方紹さん(さいたま市障害者政策委員会委員長・立教大学教授)は「市民や障害当事者の力について、もう一度いっしょに考え、市民参加、当事者参加で条例の見直しを行う」として、タウンミーティングの開催など、これまでの条例づくりの過程に触れ、「ノーマライゼーションは誰かに与えられるものではなく、自分たちでつくるもの」と結んだ。条例5年目の見直しに際し、今一度「市民参画型」を真ん中に据える条例づくりの原点に立ち返り、市民会議へ足を運び、意見を届ける活動を積極的に推し進めていこう。